

徳島県告示第四百六十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年六月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三好市	指定居宅サービス事業者	名 称	三好市池田町シンマチ一五〇〇番地二	指定居宅サービス事業を行う事業所	名 称	三好市国民健康保険西祖谷山村診療所	所 在 地	三好市西祖谷山村一宇三六八番地九	サービスの種類	訪問リハビリテーション	廃止の届出の受理日	令和三年四月十二日	廃止年月日	令和三年五月三十一日
	三好市	名 称	三好市池田町シンマチ一五〇〇番地二		名 称	三好市国民健康保険西祖谷山村診療所	所 在 地	三好市西祖谷山村一宇三六八番地九		サービスの種類		訪問リハビリテーション		廃止の届出の受理日